

長野県の里親業務における個人情報の取扱いに関する基本方針Ⅰ （里親希望者・里親等の個人情報の取り扱い）

1. はじめに（目的）

本方針は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 11 条第1項第2号トに規定される業務(以下、「里親業務」という。)において、里親希望者及び里親等の個人情報を適正に取り扱うための基本方針と義務を定めるものです。里親業務に関わる関係者は、こどもの最善の利益を最優先に考慮し、里親希望者及び里親等の権利利益を保護するため、本方針に基づき個人情報を適切に取り扱います。

2. 適用範囲（対象・遵守主体）

- (1) 対 象 情 報 ： 里親希望者・里親等の個人情報
- (2) 遵 守 主 体 ： 県(児童相談所を含む)、里親支援センター等のフォostリング機関、児童福祉施設の里親支援専門相談員、市町村児童福祉担当課等の里親業務に関わる者

3. 取得する個人情報（対象となる情報）

里親希望者・里親に関する、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、成育歴、生活歴、職業、学歴、家族歴・家族構成、職業、里親としての生活基盤・養育環境の確認に必要な情報、健康状態、犯罪歴その他法令に基づく確認事項、委託されたこどもの養育状況等、特定の個人を識別できる情報。

4. 情報の取得方法

相談・提出書類、面接・訪問調査、電話・郵送・電子メール等の連絡、研修・実習の受講、関係機関(児童相談所、市町村児童福祉担当部署、里親支援センター等のフォostリング機関)からの提供等。

5. 利用目的

以下の目的以外には利用しません。

- (1)登録前
 - ・ 里親登録に関する相談受付及びガイダンス
 - ・ 適性判断(調査を含む)
 - ・ 研修の実施及び管理
 - ・ 里親登録等に関する審査
 - ・ 里親登録等の手続
- (2)登録後(委託を含む)
 - ・ 里親名簿に関する管理(更新に関する手続きを含む)
 - ・ 研修の実施、各種の交流活動
 - ・ 一時保護の委託を含む委託関連業務(意向調査、マッチング、交流・移行、委託中の養育支援委託費の支払い、保険加入等)・ 委託解除後のフォロー
 - ・ その他、ショーステイ等の市町村家庭支援事業、里親レスパイトケアの実施等に関する業務

6. 第三者提供

上記 5 の利用目的の達成に必要な範囲内で、各業務に必要な関係者へ情報を提供します。情報の提供に当たっては、里親希望者及び里親等の権利利益に十分配慮し、個人情報保護法その他の関係法令に基づき、適切に取り扱います。

利用目的以外の目的で情報を提供する場合には、法令に基づく場合その他法令で認められる場合を除き、本人の同意を得るなど、適切に取り扱います。

【情報提供先】

(1)登録前

県(里親審査部会を含む)、里親希望者の住所地を管轄する児童相談所、里親支援専門相談員を配置する施設、研修・実習を実施(又は実施に協力する)機関等の里親業務に関わる機関及び里親希望者の住所地市町村の児童福祉担当部署等

(2)登録後(委託時等を含む)

県(里親審査部会を含む)、里親委託等に関わる児童相談所、里親支援センター、その他の民間フォostリング機関、里親支援専門相談員を配置する施設、研修・実習実施(又は実施に協力する)機関等の里親業務に関わる機関のほか、市町村児童福祉担当部署、保育所・教育機関・医療機関・施設等の里親養育への支援及び委託等の対象のこども及びその家族への支援に関わる者

【法令等に基づき本人の同意を得ずに情報を提供する場合】

- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- ・ 国、地方公共団体等が法令に定める事務を遂行するために必要がある場合
- ・ その他、個人情報保護法第 69 条に定める場合

7. 里親の個人情報の実親等への提供

(1)実親等への提供に関する原則

児童相談所は実親等に対し、こどもの安全及び福祉に支障のない範囲で、こどもの生活状況その他必要な情報を提供するように努めます。

一方、里親等の氏名、住所、連絡先その他の個人情報については、原則、実親等に対して提供しません。里親等の個人情報を提供する必要がある場合には、こどもの安全及び福祉、里親等及びその家族の安全、情報提供の必要性等を慎重に検討し、里親等の同意を得た上で、必要最小限の範囲で取り扱います。

これは、こどもの措置先は児童相談所がこどもの最善の利益に基づき決定するものであり、実親等に対しては、こどもが里親に委託されていることを示すことで足り、里親等の氏名及び住所等の所在情報まで提供する必要はないと整理しているためです。また、実親等が里親委託に同意する場合には、里親等の氏名及び住所等が開示されないことを前提として、その同意がなされるものとしています。

また、里親委託について実親等の意向を確認する際には、里親等の氏名、住所等の個人情報を開示することを前提とするものではありません。

さらに、里親等は公的養育を担う立場にある一方で、その養育は日常生活の場である私的な生活空間において行われます。そのため、里親等の個人情報を適切に保護し、里親等及びその家族の生活及び安

全を守るは、こどもが安心して生活できる環境を確保し、こどもと里親等との安定した養育関係の形成を図る上でも重要です。

(2)こどもの福祉を目的とした実親等への提供

長野県では、こどもが将来にわたり信頼できる大人とのつながりを維持できるよう、実親等との関係を大切に里親養育を推進しています。また、里親等と実親等がそれぞれの役割を尊重しながら協力し、こどもの成長を支える「共同養育」を重要な取組として位置付けています。

このため、こどもの福祉のために、実親等と里親等との関係づくりや共同養育を進める上で必要があると認められる場合には、里親等と十分に相談し、その意向を確認した上で、必要最小限の範囲で里親の情報を実親等へ提供することがあります。

情報の提供に当たっては、こどもの年齢、発達段階、意向、安全及び福祉、実親等との関係性、里親等及びその家族の安全等を総合的に考慮します。

これは、里親等の個人情報を実親等に開示することを目的とするものではなく、こどもにとって大切な人とのつながりを大切にしながら、その成長を支えるために行うものです。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

8. 安全管理

以下の措置を講じ、個人情報の安全管理に努めます。

- ・ 管理責任者の設置(不正アクセス、改ざん、滅失・漏えいの防止、漏えい時の体制の整備等)
- ・ 職員への個人情報の取り扱いに係る定期的な研修
- ・ 情報管理区域の施錠、電子データのパスワード管理等

9. 開示・訂正・利用停止等の請求

ご本人からの請求により、保有する個人情報の開示・訂正・利用停止等が可能です。

請求は、各機関に対して行っていただきます。機関により、本人確認書類の提出を求めることがあるほか、所定の請求様式や手数料(開示請求のみ)が異なりますので、請求の際は各機関へ直接お問い合わせください。

10. 里親登録の消除後の個人情報の取扱い

里親登録が消除となった場合であっても、登録申請書、認定に係る書類その他の里親登録に関する記録について、返却又は廃棄を行うものではありません。

これらの記録は、里親登録・認定に関する公的な記録として、登録の事実、登録期間、登録の消除その他必要な事項を後から確認できるよう、長野県の公文書として適切に管理・保存します。

保存に当たっては、個人情報の保護に関する法律及び長野県の公文書管理に関する条例、規則、規程等に基づき、適切な安全管理措置を講じます。また、保存期間を経過した文書については、関係する規定に基づき適切に廃棄します。

11. お問い合わせ窓口

本方針に関するご質問・ご相談は、以下の窓口までお問い合わせください。なお、各機関の個人情報の取り扱いに関するご質問・ご相談は、各機関へ個別にお問い合わせください。

【機 関 名】 長野県

【所 在 地】 〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2

【担当部署】 県民文化部 こども若者局 こども・家庭課 児童相談・養育支援室

【電話番号】 026-235-7099

【受付時間】 平日 午前 9時から午後 4時 30 分まで

【メー ル】 jido-shien@pref.nagano.lg.jp

12. 改定について

本方針は、法令の改正や運用の変更に応じて、予告なく改定される場合があります。最新の内容は窓口または長野県のホームページでご確認ください。

13. 参照法令・通知

- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)
- ・ 児童福祉法
- ・ 児童福祉法施行規則
- ・ 地方公務員法
- ・ 里親制度に関する関係通知・指針等

14. 遵守義務条項(里親業務に関わる者)

【遵 守 義 務】 本方針を遵守し、関係法令等に基づき適切に管理します。

【情報管理責任】 業務遂行に必要な範囲に限り利用し、第三者への漏えい防止のための安全管理措置を講じます。

【再提供の禁止】 本人の同意なく第三者へ再提供しません(法令に基づく場合や緊急時を除く)。

【漏えい時の報告】 漏えい・滅失・毀損が発生した場合、速やかに児童相談所へ報告し、指示に従います(児童相談所の場合は、児童相談・養育支援室)。

【研 修 実 施】 個人情報保護に関する職員への研修等を定期的を実施又は受講させます。

【違反時の措置】 本方針又は関係法令等に違反する行為があった場合は、事実関係を確認の上、関係法令、委託契約、里親制度上の規定等に基づき、必要な指導その他の措置を講じます。

(確認欄)

説明者: _____

☐ 私は、上記の内容について説明を受けました。

年 月 日

署 名: _____